

## 山形県地域医療対策協議会設置要綱

**(設置)**

第1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23の規定に基づき、医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議又は調整（以下「協議」という。）を行うため、地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

**(協議事項)**

第2 協議会は、法第30条の23第2項に規定する次の事項について協議する。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発等に関する事項
- (4) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担軽減のための措置に関する事項
- (5) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- (6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- (7) その他医師の確保を図るために必要な事項

**(委員)**

第3 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第30条の23第1項各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会長及び議長)**

第4 協議会に会長及び議長を置く。

2 会長は、知事とし、会務を統括し、協議会を代表する。

3 議長は、委員の互選により選任する。

**(会議)**

第5 会議は、会長が招集し、議長が議事運営を行う。

**(専門部会等)**

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

**(庶務)**

第7 協議会の庶務は、健康福祉部医療政策課地域医療支援室において処理する。

**(補則)**

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。